

健康を守る

【医療機関窓口一部負担金】

Q1 現在、医療費（一部負担金）の免除を受けている。
医療費の免除は平成24年9月30日までだったと思うが、それ以降はどうなるのか。

A1 全国健康保険協会（協会けんぽ）の加入者の方については、福島原発事故に伴う警戒区域等の被災者の方を除き、一部負担金の免除は延長されません。したがって、免除は9月30日で終わることになります。

一方、国民健康保険加入者の方については、10月1日以降、一部負担金の免除に係る事業費の一部を市町村が負担することになったことから、免除措置を継続するか否かの判断は、保険者である各市町村がそれぞれ判断することになりましたが、宮城県内の市町村については、全ての市町村が、10月1日以降も免除措置を継続することになりました。

ただし、県外に避難し、住民票を県外の市町村に移して、当該市町村国保の加入者になっている方については、東北地方でも、免除措置を終了している市町村がありますので、保険者（市町村）にお問い合わせいただければと思います。

また、後期高齢者医療制度については、宮城県においては免除が継続されていますが、その他の都道府県の方については、保険者あるいは各県後期高齢者医療広域連合にお問い合わせいただければと思います。

Q2 国保に加入しているが、病院を受診する際、一部負担金を支払っていた。私も震災被災者であるが、一部負担金免除制度の対象になる場合があることを知らなかった。過去に支払った一部負担金は還付されるのか。

A2 一部負担金免除制度の対象者であることが前提になりますので、免除制度の対象者であるか否か、保険者（市町村）にお問い合わせください。
対象者である場合には、基本的には還付されます。
ただし、その方の状況により、いつ時点から還付されるのかは異なります。

また、一部負担金を支払った事実を確認しなければなりませんので、医療機関発行レシートを持参され、保険者（市町村）の窓口で相談・申請をなさるようおすすめします。

ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る一部負担金の免除は平成24年2月29日で終了しており、3月以降は免除の対象になっていません。

【心のケア】

Q1 震災以降、不安におそわれ、夜も眠れない日が続いている。このような時に、悩みを聞いてくれる所はないか。

A1 労働者健康保険福祉機構の産業保健推進センターがフリーダイヤルを設置しています。電話番号は0120-226-272で、平日午後1時から5時までとなっています。

また、フリーダイヤルではありませんが、宮城県精神保健福祉センターでも、相談電話を開設しています。電話番号は0229-23-0302で、平日午前9時から午後5時までとなっています（宮城県内（仙台市を除く）の方が対象です）。

仙台市では、はあとぽーと仙台（精神保健福祉総合センター）が、被災者専用ではありませんが、こころの電話相談を開設しています。

開設日時は、平日は10時から12時までと13時から16時までで、電話番号は022-265-2229です。夜間については、毎日18時から22時まで（年中無休）で、電話番号は022-217-2279です。

[目次に戻る](#)

[東北管区行政評価局HPIに戻る](#)